

「知的・発達障害者等に対する公共交通機関の利用支援に関する検討会」の設置について (案)

令和３年９月６日

1. 趣旨

知的・発達障害者等の支援要請者の数は近年増加傾向にあり、今後も増加することが見込まれていることから、身体障害者のみならず、知的・発達障害者等に対応する施策を講じていくことが必要である。

知的・発達障害者等は、外出することに不安を感じたり、いつもと違う状況になるとパニックになってしまったりする傾向にあるため、当事者団体からは、知的・発達障害者等が日常生活で利用する公共交通機関について、その利用に慣れ、又は習得するための「利用体験」を学ぶ機会を求める声が強くなり、こうした当事者が外出に対する不安を軽減し、安心して公共交通で外出できる環境の整備が求められています。

このため、国土交通省では、これまで一部事業者において先進的に取り組まれている「利用体験」について、今後、様々な交通モードにおいて、全国的な幅広い取組へ展開していくことができるよう、昨年度より、学識経験者や当事者団体、公共交通事業者等関係者からなる「知的・発達障害者等に対する公共交通機関の利用支援に関する検討会」を設置し、公共交通機関の「利用体験」を実施するための具体的な手法やノウハウの確立等に向けた検討を進めているところです。

○利用体験実施マニュアルの作成

令和３年度においては、令和２年度に作成した「公共交通事業者向け利用体験実施マニュアル(案)」を基に交通事業者の協力の下、実際に知的・発達障害等の当事者の方々が参画する「利用体験プログラム」を試行し、そのフィードバックを行う等、これまでの検討内容の更なる深度化を進め、公共交通事業者向けの利用体験実施マニュアルをとりまとめる。

2. 検討会の設置

知的・発達障害者等に対応するための「公共交通機関の利用体験実施マニュアル」の完成に向けて、「公共交通事業者向け利用体験実施マニュアル(案)」を基に利用体験プログラムを試行実施し、学識経験者や当事者団体、公共交通事業者等を委員とする有識者会議において結果の分析・評価等を議論するため、「知的・発達障害者等に対する公共交通機関の利用支援に関する検討会(仮称)」を設置する。検討事項等は次のとおり。

(1) 調査事項

- ①「公共交通事業者向け利用体験実施マニュアル(案)」を基に利用体験プログラムの試行実施
- ②利用体験プログラム、利用体験実施マニュアルの作成

(2) 検討事項

- ①障害の特性を踏まえ、各枠組みの項目の検討
- ②理解を得られる内容構成の検討

(3) 検討方法、スケジュール

検討会を下記のとおり開催・検討する。

- ・第１回検討会 令和３年９月頃
- ・第２回検討会 令和４年２月頃

3. 構成員等

検討会は、学識経験者、障害者団体、公共交通事業者等、行政機関等の実務者により構成する。

事務局は、国土交通省総合政策局バリアフリー政策課、社会システム(株)